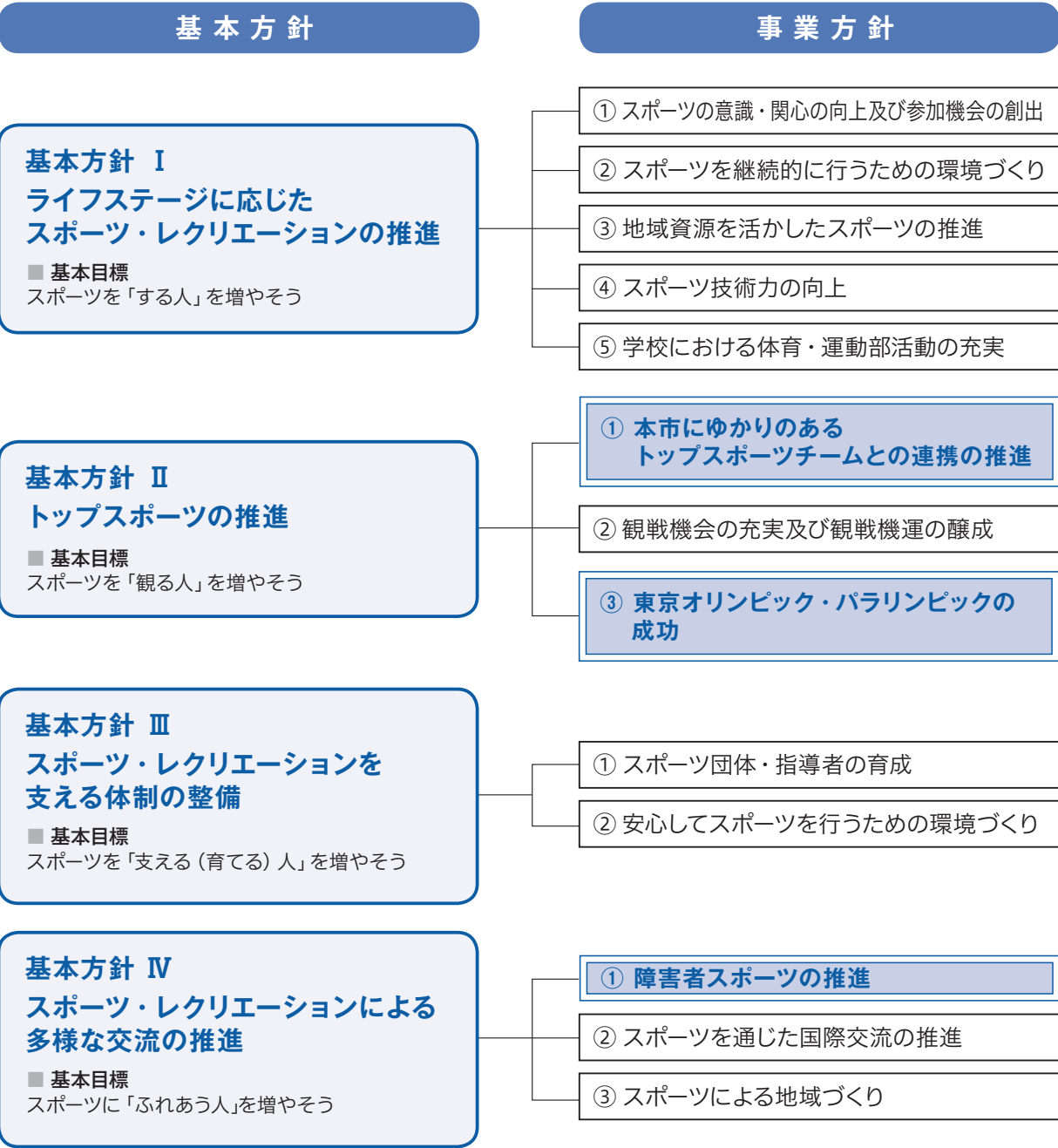


第4章

施策の展開（今後5年間に取り組む事業）

本計画の基本理念及び基本目標を踏まえ、今後5年間に取り組む事業方針を次のとおり定めます。



※ は本市のスポーツ施策における特徴的な事業方針であり、本計画中において重点的に取り組むこととします。

基本方針Ⅰ

ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションの推進

子どもから高齢者まで、また障害の有無に関わらず、それぞれのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションを推進するため、①スポーツの意識・関心の向上及び参加機会の創出、②スポーツを継続的に行うための環境づくり、③地域資源を活かしたスポーツの推進、④スポーツ技術力の向上、⑤学校における体育・運動部活動の充実、の5つの事業方針を定め、スポーツをする人を増やします。

事業方針Ⅰ-① スポーツの意識・関心の向上及び参加機会の創出

2020東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受け、スポーツへの意識・関心が高まりつつありますが、実際にスポーツをする人は減少傾向にあります。また、競技系種目・団体種目の実施者が減少し、ジョギング・マラソン等の個人種目が人気である一方で、今後実施してみたいスポーツとしては、水泳やヨガ・太極拳のほか、様々な競技を実施したいという傾向が見られます。このため、市民参加型スポーツイベントの支援や競技の普及・啓発により、市民一人ひとりのスポーツに対する意識・関心を高めるとともに、参加できる機会を増やします。

●主な取組事業

○ 市民参加型スポーツイベントの支援

家庭バレーボール大会などの広く地域住民が参加できるものから、全国から参加できるスポーツイベントの支援を行います。

○ 競技の普及・啓発

スポーツ関係団体等と協力し、競技大会やスポーツ教室の開催等を通じて、各競技の普及・啓発を図ります。



事業方針Ⅰ-② スポーツを継続的に行うための環境づくり

市民一人ひとりが生涯にわたりスポーツに親しむために、それぞれのライフステージに応じて、自ら進んでそれぞれに適したスポーツを継続的に実施できるよう、地域スポーツ関係団体の育成・支援、スポーツ施設などの場の充実及び効率的な管理運営など、スポーツを継続的に行うための環境づくりを行います。

●主な取組事業

○ 地域スポーツ関係団体の育成・支援

千葉市体育協会や総合型地域スポーツクラブなどの地域スポーツ関係団体の育成・支援を行います。

○ スポーツ教室の開催

世代やニーズに応じた魅力のあるスポーツ教室を開催します。

○ スポーツ施設などの場の充実及び効率的な管理運営

誰もが快適にスポーツ活動が実施できるよう、既存施設の保全や再整備により、場の充実を図ります。

また、指定管理者制度等により、スポーツ施設などの効果的・効率的な管理運営を推進します。

事業方針Ⅰ-③ 地域資源を活かしたスポーツの推進

本市は、首都近郊の大都市でありながら、東京湾の海辺や豊かな緑など自然環境に恵まれています。このため、この地域資源を活かした海辺や大規模公園などでのスポーツ大会の開催・支援などを行い、市民がスポーツを始めるきっかけや参加できる機会を創出するとともに、本市の魅力を高め、郷土意識の醸成を図ります。

●主な取組事業

○ 地域資源を活かしたスポーツ大会の開催・支援

いなげの浜、検見川の浜、稲毛ヨットハーバーや昭和の森などを活用したスポーツ大会などの開催・支援を行います。

事業方針Ⅰ-④ スポーツ技術力の向上

スポーツを行う目的は多様化していますが、スポーツ技術が上達することはスポーツの楽しさや内容を理解し、スポーツを続ける大きな要因となります。このため、スポーツ競技団体等との連携、各種スポーツ大会等の開催、表彰など、競技スポーツ及び市民の個々のレベルに応じたスポーツにおける技術力の向上を図ります。

●主な取組事業

○ スポーツ競技団体等との連携

千葉市体育協会や千葉市少年スポーツ連盟との連携・協働のもと、スポーツ大会や指導者講習会などを開催します。

○ 教育・文化・スポーツ等功労者褒賞

教育・文化・スポーツ等の分野において、全国規模以上の大会等で優れた成績を収めた者の功績を讃え、褒賞します。

事業方針Ⅰ-⑤ 学校における体育・運動部活動の充実

学校における体育・運動部活動は、子どもの心身の健全な発達や自主的なスポーツ活動を促し、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎となります。このため、学校体育・運動部活動における体育指導の充実や指導者等の派遣を行います。

●主な取組事業

○ 体育指導の充実

小中学校の体育の授業において、指導協力者を派遣し、教員が行う実技指導に協力し、児童生徒に対しての補助指導をすることにより、教職員の指導力の向上を図ります。

○ 学校体育・運動部活動における指導者等の派遣

専門的な指導力を備えた指導者を必要とする学校に対し、民間指導者を派遣し、技能・体力の向上や健康の増進を図るとともに、明るく豊かで活力のある児童生徒を育成します。

基本方針Ⅱ

トップスポーツの推進

本市の特色でもあるトップスポーツを推進するため、①本市ゆかりのトップスポーツチームとの連携の推進、②観戦機会の充実及び観戦機運の醸成、の2つの事業方針を定め、スポーツを観る人を増やします。

事業方針Ⅱ-① 本市ゆかりのトップスポーツチームとの連携の推進

本市は、ホームタウンの「千葉ロッテマリーンズ」・「ジェフユナイテッド市原・千葉」をはじめとし、多くのトップスポーツチーム・アスリートが活躍しています。トップ選手の高度な技量や挑戦は、人々に夢と感動を与え、自らがスポーツを行うきっかけとなることも期待できます。そのため、トップスポーツとの連携による地域貢献活動などを通じて、地域スポーツ活動を活性化するとともに、観戦するきっかけづくりを行います。

●主な取組事業

○ トップスポーツとの連携による地域貢献活動

千葉ロッテマリーンズ、ジェフユナイテッド市原・千葉等のトップスポーツチームやトップアスリートと連携し、地域貢献活動の支援を行います。

事業方針Ⅱ-② 観戦機会の充実及び観戦機運の醸成

多様なメディアの普及により、スポーツを観戦する手段が多様化していますが、実際に会場で観戦することは、臨場感や一体感を味わうことができるなど、スポーツの楽しさを肌で感じることができます。そのため、ホームタウンの推進や国際的・全国的な競技大会の開催・誘致などによる観戦機会の充実及び観戦機運の醸成を図ります。

●主な取組事業

○ 国際的・全国的な競技大会の開催・誘致

関係機関などと連携し、国際的・全国的な競技大会の開催・誘致に努めます。

○ 積極的な情報の発信

市政だより、テレビ、ラジオ、インターネットなどの各種広報媒体により、積極的にスポーツ関連情報の発信を行うなど、観戦機運の醸成を図ります。

事業方針Ⅱ-③ 東京オリンピック・パラリンピックの成功とスポーツ文化の醸成

2020年東京オリンピック・パラリンピックの競技会場都市として、開催7競技の「知る」、「観る」、「支える」体制づくりを構築し、大会の成功だけでなく、開催後のレガシー（遺産）として、新たなスポーツ文化の醸成を図ります。

●主な取組事業

○ スポーツ文化を普及・発展させる取組

次世代地元アスリートの支援、車椅子スポーツの振興と活動の拠点化を推進するとともに、オリンピック教育や開催7競技の普及・啓発を図り、大会機運の醸成やスポーツを取り巻く環境の向上を図ります。



千葉ロッテマリーンズ



ジェフユナイテッド市原・千葉



千葉ジェッツ

※ は本市のスポーツ施策における特徴的な事業方針であり、本計画中において重点的に取り組むこととします。

基本方針Ⅲ

スポーツ・レクリエーションを支える体制の整備

スポーツ・レクリエーションを支える体制を整備するため、①スポーツ団体・指導者の育成、②安心してスポーツを行うための環境づくり、の2つの事業方針を定め、支える（育てる）人を増やします。

事業方針Ⅲ-① スポーツ団体・指導者の育成

ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化する市民のスポーツニーズに対応するため、スポーツ活動の担い手となるスポーツ団体の活動支援や指導者の育成・確保を図ります。

●主な取組事業

○スポーツ団体の活動支援

千葉市スポーツ推進委員連絡協議会が開催している区スポーツ・レクリエーション祭や講習会などを支援します。

○指導者の育成・確保

指導者としての資質向上・資格取得をめざす市民に対して、(公財)日本体育協会などの団体と連携し、指導者の育成・確保を図ります。

事業方針Ⅲ-② 安全にスポーツを行うための環境づくり

全てのスポーツには常にスポーツ障害（※1）の危険性が伴っており、継続的なスポーツ活動の妨げとなっています。このため、スポーツ障害などの予防の啓発や、スポーツ医・科学の活用により、生涯を通じて安全にスポーツを行える環境づくりを行います。

●主な取組事業

○スポーツ障害などの予防の啓発

日常のスポーツ活動における障害などを防止するため、その予防方法などの啓発活動に取り組みます。

○スポーツ医・科学（※2）の活用

スポーツドクターや大学などと連携し、スポーツ医・科学の活用に努めます。

※1 スポーツ障害とは、スポーツ（運動）をすることで起こる障害や外傷で、骨折、脱臼、捻挫、打撲、肉離れなどがあります。

※2 スポーツ医・科学とは、運動・スポーツ活動を生理学的、生体力学的、心理学的、栄養学的、病理学的な面からとらえ研修する学問分野であり、これらの知識や研究成果を運動・スポーツの現場に応用し肉体的な運動や運動・スポーツ活動について、**機能的能力の増進維持、競技力の向上を図ることを目的とするものです。**また、**運動・スポーツ健康の保持増進、疾病予防、治療に積極的に役立てる**と共に、運動・スポーツを行うことにより生じる**外傷・傷害の予防やリハビリテーションに役立てます。**

基本方針Ⅳ

スポーツ・レクリエーションによる多様な交流の推進

スポーツ・レクリエーションによる多様な交流を推進するため、①障害者スポーツの推進、②スポーツを通じた国際交流の推進、③スポーツによる地域づくり、の3つの事業方針を定め、ふれあう人を増やします。

事業方針Ⅳ-① 障害者スポーツの推進

スポーツを通じて障害者自身の健康、体力の維持・増進を図ることにより、体力機能に自信を持ち、明るい希望と勇気を抱くきっかけとなります。また、スポーツに参加することで、市民の理解と関心が深まり、障害者の社会参加の一助となります。このため、障害者スポーツ大会の開催・支援、障害者スポーツ指導員の養成などを行い、障害者スポーツの推進を図ります。

●主な取組事業

○障害者スポーツ大会の開催・支援

全国障害者スポーツ大会の参加支援だけでなく、車椅子バスケットボール、ウィルチェアラグビーなど競技性の高い大会の開催・支援を行います。

○障害者スポーツ指導員の養成

障害のある方々へのスポーツ・レクリエーションの振興・普及を通じて、その健康の維持・増進や社会参加を進めるために、専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成及び資質、指導力の向上を図ります。

事業方針Ⅳ-② スポーツを通じた国際交流の推進

スポーツは、言語や生活習慣の違いを超えて楽しむことができる世界共通の文化です。そのため、オリンピック・パラリンピック等の国際大会の開催時に世界のトップ選手との交流機会を設けるなど、スポーツを通じた国際交流の推進を図ります。

●主な取組事業

○オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会を通じた国際交流の推進

オリンピック・パラリンピック等の国際大会の開催時に、世界のトップ選手との交流機会を設けるなど、スポーツを通じた国際交流の推進を図ります。

※  は本市のスポーツ施策における特徴的な事業方針であり、本計画中において重点的に取り組むこととします。

事業方針Ⅳ-③ スポーツによる地域づくり

地域でのスポーツ活動は、地域住民のふれあいの場としてかけがえのないものであるとともに、地域の一体感を醸成するものです。そのため、地区スポーツイベントの開催・支援を行います。

●主な取組事業

○ 地区スポーツイベントの開催・支援

地域住民のふれあいを促進するため、各地区のスポーツ振興会などと連携して、地区スポーツ行事や市民体育祭兼地区体育祭の開催など、多世代が一緒に楽しめるスポーツイベントの開催・支援を行います。

